

a-fit (アーフィット) フィットネス会員 利用規約

本利用規約は、フィットネスクラブ a-fit (「アーフィット」以下、「本クラブ」という。) が提供するサービスの利用条件を記載したものです。

【名称及び所在地】

第1条 本クラブの名称所在地は本文末尾に明記します。

【運営】

第2条 本クラブの運営・管理（メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）はアサダ株式会社（住所、静岡県三島市緑町18-9。以下、「運営者」という。）が行います。

【目的】

第3条 本クラブは、入会されたメンバーが本クラブ内の施設・サービスを通して心身の健康維持・向上を図るとともにメンバー相互の親睦を密にし、品位があり、生活の一部となるようなクラブライフを送ることを目的とします。

【入会資格】

- 第4条 ①本クラブに入会できる方は、別に定める各メンバー種類の各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。（以下「メンバー」といいます）
- ②刺青、タトゥー、及びこれに類するものは手の平サイズを超えない範囲で3ヵ所以内とします。3ヵ所を超える場合や手の平サイズを超える場合はラッシュガードやシールを貼って隠す等の対応を行えない方、暴力団構成員、メンバーの円滑なクラブライフに支障をきたす可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は入会資格がありません。また入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

【メンバーの種類】

第5条 本クラブのメンバー種類及び各要件は別に定める通りです。

【入会手続】

- 第6条 ①本クラブに入会する方は所定の入会手続を行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求められることがあります。
- ②入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第20条に定める危険負担と本クラブの免責につき同意するものとします。

【資格停止及び除名】

第7条 本クラブは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

- ①本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヵ月以上滞納したとき。
- ②本クラブの施設を故意に毀損したとき。
- ③本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
- ④本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- ⑤入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- ⑥メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- ⑦伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- ⑧本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
- ⑨その他本クラブが、社会通念に照らし本クラブメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

【メンバーの資格の喪失】

第8条 メンバーは退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。メンバーが資格を喪失した場合には、第11条に規定するメンバーズカードその他本クラブから貸与されている物品がある場合には速やかに返還してください。

【メンバー資格の譲渡禁止】

第9条 メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡すること（相続を含む）はできません。

【メンバーズカード】

第10条 本クラブは、メンバーに対してメンバーズカードを貸与します。尚、メンバーが本クラブを利用しようとするときは、メンバーズカードを提示しなければなりません。

【会費等の支払】

第11条 メンバーは、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。（月会費は、メンバーが本クラブのメンバー資格を有する限り、現実には本クラブの施設を利用しない場合も支払義務が発生します。）

【施設利用料】

第12条 メンバーは、本クラブを利用する場合、別途施設利用料を定める施設については、その定められた施設利用料を支払わなければなりません。

【メンバー種類の変更】

第13条 メンバーは各月の10日（10日が休館日の場合は翌営業日）までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌月からメンバー種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

【退会】

第14条 メンバーは、各月の10日（10日が休館日の場合は翌営業日）までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口等での退会は受け付けられません。10日を過ぎた場合は本クラブの事務手続き上、

翌月末日扱いになります。尚、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

【ビジターの利用】

- 第 15 条 ①本クラブは、メンバーの同伴によりメンバー以外の方（以下「ビジター」といいます）に本クラブをりようさせることができます。ビジターは本クラブの施設を利用するにあたり、本規約第 20 条に準ずるものとします。
- ②前項の規定にかかわらず、本クラブは必要に応じてビジターの入場制限をすることができるものとします。
- 尚、ビジター料金、その他に関する規則は別途本クラブが定めます。

【休業】

- 第 16 条 本クラブは、原則として別紙に記載する日を定休日及び季節休業とします。またその定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、予め提示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

【施設の廃止、利用制限等】

- 第 17 条 ①本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。
- (1) 台風そのほか異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
 - (2) 施設の改造または補修工事実施のとき。
 - (3) 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
 - (4) 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
 - (5) その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められたとき。
- ②本クラブは施設を利用して一般を対象としたスポーツスクール等を、予め館内提示することにより開催することができます。尚、メンバーはこれらのスクールで使用する間の当該施設は原則として利用できないものとします。この場合、メンバーに対する保証は致しません。
- ③各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限されます。その場合は、前項の一般向けスクールの開催の規定を準用します。

【メンバーの利用及び事故】

- 第 18 条 ①メンバーは自己の責任と危険負担において他のメンバーと協調して本クラブの施設を利用するものとします。
- ②本クラブはメンバーが本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由が無い限り責任を負いません。メンバー同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
- ③メンバーは、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

【賠償・責任事項】

- 第 19 条 ①本クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、運営者、および本クラブはその故意、または重過失の場合を除き、一切の責任を負いません。
- ②メンバーは本クラブがメンバー制であることを認識し、同伴したビジターの本クラブ内における行為、クラブに対する支払及び事故等一切につき、連帯責任を負うこととします。
- ③メンバーまたはビジターは、自己の責に帰すべき原因により本クラブ又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

【変更事項】

- 第 20 条 メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

【諸費用の改定】

- 第 21 条 本クラブは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改訂日の 1 ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ウェブページにてメンバーに告知するものとします。

【細則】

- 第 22 条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

【改定】

- 第 23 条 本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。尚、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改訂日の 1 ヶ月前までのその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

【附則】

- 第 24 条 本規約は 2019 年 3 月 28 日より施行します。

【名称及び所在地】

名 称：a-fit サントムーン店
所在地：静岡県駿東郡清水町玉川 6 1-2